

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
利用者負担額軽減事業実施要綱

福 第 1 2 号

(趣旨)

第1 この要綱は、第3子以降の児童の利用者負担額の軽減について、廃止された税法上の年少扶養控除額相当分の控除を適用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民税所得割区分額 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年3月規則第7号)別表に規定する各階層における市民税所得割の額の区分をいう。

(2) 利用者負担額 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年3月条例第3号)第1条に規定する費用をいう。

(軽減対象者)

第3 軽減の対象となる者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る支給認定保護者の児童で、前年12月31日現在の年齢が、16歳未満のきょうだいにおける第3子以降の子ども(以下「対象児童」という。)とする。

(市民税所得割区分額からの軽減額)

第4 市民税所得割区分額からの軽減額は、対象児童1人当たり19,800円とする。

(軽減の申請)

第5 第4に規定する軽減額の適用を受けようとする者(以下「保護者等」という。)は、市長に申請するものとする。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(保育所は除く)は、保護者等に軽減した利用者負担額分を、市長に請求するものとする。

(軽減の決定)

第6 市長は、第5に規定する申請書及び請求書が提出された場合は、その内容を審査するとともに軽減の適否を決定し、その結果を保護者等、又は及び請求者に通知するものとする。

(軽減の内容の変更等)

第7 軽減を受けている保護者等は、軽減事由に変更が生じた場合、又は軽減を

辞退する場合には、速やかに市長に届け出るものとする。

(軽減の取消し)

第8 市長は、軽減を受けている保護者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その軽減の決定を取り消すものとする。

(1) 申請書に虚偽の事実を記載し、その他不正な行為によって軽減を受けていることが判明した場合

(2) 軽減の理由が消滅し、軽減を受ける必要がなくなったにもかかわらず、軽減辞退届を提出しない場合

2 市長は、軽減の決定を取り消したときは、当該保護者等に通知するものとする。

3 第1項の規定により軽減の決定を取り消された者は、取り消された期間に係る軽減された保育料を納付しなければならない。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。